

令和3年7月8日  
財政局 財産管理課

市政担当記者 各位

---

---

## 市役所西側ふれあい広場の立入制限の解除について

---

---

市役所西側ふれあい広場につきまして、5月12日より立ち入りを制限しておりましたが、今般の「まん延防止等重点措置」の解除を受け、7月12日より立入制限を解除しますので、お知らせいたします。

なお、引き続き、市役所西側ふれあい広場における飲酒の禁止や感染症対策への注意喚起を行うなど、屋外空間における新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組んでまいります。

**【問い合わせ先】**

財政局 財産有効活用部 財産管理課

担当：田尾、八木原（内線 1522）

電話：092-711-4173 FAX：092-711-4833